

## 東広島市農業委員会令和7年12月（第12回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年12月25日（木） 午前10時03分から午前10時50分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 23人

### 本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	3	岡土居 正弘
4	脇坂 俊之	5	台川 洋子	6	中務 秀子
7	古川 みどり	8	杉本 源藏	9	柏尾 博明
10	荒谷 義憲	11	村上 義則	12	木原 省五
13	財満 俊子	14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣
16	大月 靖規	17	土井 浩文	19	古本 啓之
20	橘川 一則	21	小倉 亜紗美	22	高木 昭夫
23	高橋 久雄	24	住井 正美		

- 4 欠席委員 1名

番号	氏名
18	在間 輝昭

- 5 傍聴人 なし
- 6 議事録署名者  
議長(会長) 2番 久保 伸司 委員 3番 岡土居 正弘 委員

### 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第62号 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に対する意見決定について  
(別紙1)

議案第63号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取

について（別紙2）

- 議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について  
議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第48号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第49号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について  
報告第50号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について  
報告第51号 農地転用（農業用施設）届出の受理について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木	村	勝	美
局長補佐兼農地保全係長	定	井	芳	紀
局長補佐兼農地係長	松	下	健	司
農地保全係主査	合	原	茂	宏
農地係主査	小	田	美	香
農地係主査	豊	田		宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係長	小	田	英	司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平	賀	礼	仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福	田	博	司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木	村	ゆ	かり
安芸津支所産業建設課専門員	大	下	宏	治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課 担い手支援係主任主事	藤	森	翔	子
担い手支援係主事	高	田	純	司

議	長	それでは、これより12月総会を開会いたします。 これからは着席の上、議事進行をいたします。 在任委員数24人中23人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。 次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。 東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、2番久保委員、3番岡土居委員を指名いたします。 次に、日程第2の会期の決定についてでございますが、会期は令和7年12月25日1日限りとしてよろしいでしょうか。
		< 異議なし >
議	長	ありがとうございました。 それでは、会期は令和7年12月25日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第62号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いいたします。

藤森主任主事	<p>それでは、議案第62号「農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定による農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に対する意見決定について」ご説明いたします。</p> <p>これより着席して説明させていただきます。</p> <p>配付させていただいております議案第62号の別紙1をご覧ください。</p> <p>本案は、本年9月に受け付けました農業振興地域の農用地区域からの除外申出等に伴いまして、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、農業委員会へご意見をお伺いするものでございます。</p> <p>今回の東広島農業振興地域整備計画の変更点につきまして概要をご説明いたします。</p> <p>議案の2ページから6ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域からの除外についてでございます。</p> <p>本案におきましては、分家住宅、共同住宅、駐車場などを目的としたもの及び農業委員会総会にて報告済みである法務局照会による非農地回答に伴うものを合わせた87件、61,954.95㎡を除外しようとするものでございます。</p> <p>ここで補足説明をいたします。</p> <p>従来は、法務局からの照会により非農地と回答したものについては、5年に1回の基礎調査時に併せて農振除外を行うこととしていました。しかし、分筆等により基礎調査事務が煩雑になってしまうことから、今後は年3回実施している農振除外の手續に併せて除外することといたしますので、ご承知おきください。</p> <p>以上、これらの各案件につきましては、庁内関係課及びJAなど関係機関と事前審査を行い、除外可否の判断を行ってきたところでございます。</p> <p>なお、各申出地における土地改良事業の有無は7ページから8ページに掲載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>その結果、一覧表にある87件については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項や10条第4項等の除外要件を満たすことから除外を認めたいと考えております。</p> <p>続いて、9ページをご覧ください。</p> <p>農用地区域への編入についてでございます。</p> <p>本案においては、中山間地域等直接支払いに取り組むことなどを目的とした1件の申出等に基づくもので、3,672㎡を編入しようとするものでございます。農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項の農振農用地とすべき要件も満たすことから、編入を認めたいと考えております。</p> <p>なお、今回の変更之际は、用途区分変更の申出はございません。</p> <p>また、除外による補助金の返還等の確認状況につきましては、11ページに記載しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、質疑を終わります。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第62号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>&lt; 全員挙手 &gt;</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第62号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第63号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。</p> <p>この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。</p>

高田主事	<p>それでは、議案第63号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明します。</p> <p>本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>なお、本案件は承認ではなく、ご意見をお聞きするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。</p> <p>それでは、議案内容の説明をさせていただきます。</p> <p>貸付者154人、借受者63人、700,502.22㎡を利用権設定するものでございます。</p> <p>議案に係る説明は以上です。よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ただいま農林水産課から説明がありました。</p> <p>この議案は、本日配付しております資料1にありますように、橘川委員、柏尾委員が関係者となっており、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。</p> <p>ここで、委員の皆様方にお諮りをいたします。</p> <p>会議時間の短縮の観点から、先に関係者分の案件を一括審議し、その後、関係者分以外の案件を審議したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
	< 異議なし >
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、関係者分について先に一括審議することとしますので、該当する委員におかれましては、審議の間、退室をお願いします。</p>
	< 橘川一則委員、柏尾博明委員、退室 >
議長	<p>それでは、議案第63号の事案のうち、関係者分について、ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第63号の事案のうち、関係者分について、決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第63号の事案のうち、関係者分については、決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員の皆さんは入室してください。</p>
	< 橘川一則委員、柏尾博明委員、入室 >
議長	<p>続きまして、議案第63号の事案のうち、関係者分以外について、ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第63号の事案のうち、関係者分以外について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第63号は異議のない旨、東広島市長に回答することに決定をいたします。</p> <p>農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。</p>
	< 藤森主任主事、高田主事、退室 >
議長	<p>次に、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
豊田主査	<p>それでは、総会議案の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」ご説明いたします。</p>

豊田主査	<p>今月は16件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、7ページに記載のとおりでございます。</p> <p>申請番号232-1でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、233-2でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、234-3でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、235-4でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、使用貸借権を設定するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、236-5でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、237-6でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、238-7でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、キャベツ、キュウリなどの季節野菜を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、239-8でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、240-9でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社役員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、レモンなどの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、241-10でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。隣接の居宅を購入し、拠点とする予定となっております。申請地では、柿、栗などの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、242-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、243-12でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。●●として申請地周辺で営農活動していたところ、渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、レンコン、柿などを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、244-13でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、245-14でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は主に畜産業を営む農地所</p>
------	---

豊田主査	<p>有資格法人でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、牧草を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、246-15でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、水稻を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、247-16でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。受人の親族に当たる渡人より譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、栗、ベリーなどの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>以上、16件の申請につきましては、周辺地域における効率的、総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要性があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、質疑を終了します。</p> <p>これより採決に入ります。</p> <p>議案第64号について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第64号は、許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
小田主査	<p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第65号について説明いたします。</p> <p>今月は19件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳については、総会議案の13ページをご覧ください。</p> <p>それでは、206-1について説明いたします。</p> <p>仮設事務所及び駐車場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木一式工事の設計等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、配水管整備工事の現場事務所及び駐車場として利用するため、令和9年3月31日まで一時転用しようとするものです。</p> <p>続いて、207-2について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、208-3について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、半導体素子、集積回路の電子部品の開発等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、人員増加に伴う職員の駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、209-4について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、水道用異形管の製造及び販売等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、210-5について説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、宅地建物取引業等を営む会社です。このたび、建て売</p>

小田主査	<p>り住宅及び駐車場とするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>続いて、211-6について説明いたします。</p> <p>ドッグラン及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に事務所を置き、動物愛護啓蒙活動等を営む団体です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、既存のドッグランの拡充のため、転用しようとするものです。また、農振農用地からは令和7年11月20日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、212-7について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、不動産の売買、賃貸、管理等を営む会社です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、賃貸管理を行うアパートの駐車場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、213-8について説明いたします。</p> <p>練習場への一時転用事案です。受人は、●●にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび、少年野球の練習場として利用するため、許可後5年間一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号柱書、一時転用を行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当いたします。なお、申請地は、渡人が許可を得ることなく転用行為を行っていたため、始末書を徴取しております。</p> <p>続いて、214-9について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、企業支援業務等を営む会社です。申請地は、●●の南東に位置する第2種農地です。このたび、既存の駐車場の規模拡大のため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、215-10から222-17は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>仮設事務所及び駐車場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、換気送風・空気調和設備の設計等を営む会社です。申請地は、●●の北西に位置する農振農用地です。このたび、近隣の工場での工事に係る仮設事務所及び駐車場として利用するため、許可後3年間一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないものと認められるものとして、農用地区域内農地の不許可の例外に該当いたします。</p> <p>続いて、223-18から224-19は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>以上、説明しました19件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんで必要があれば補足説明をお願いします。</p>
	<p>&lt; なし &gt;</p>
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>213-8ですけれども、少年野球用の練習場、既に転用されている。それなのに、これを一時転用で逃れるというのはどういう見でしょうか。まずは、原状復旧させて、それから再度申請させてというのがルールだと思います。なお、一時転用ということですから、5年が過ぎたら営農計画がどの様に出ているか教えてください。</p>
小田主査	<p>質問ありがとうございます。</p>

小 田 主 査	<p>練習場への一時転用ということですが、このたびはコーチとして参加されている少年野球の練習場がないということでこちらを希望されておられます。5年間ということですが、5年間の間にちゃんとほかのところを探し、また別のところに移動するという予定になっております。営農計画については、また転用の許可満了近くになりましたら提出していただく予定となっております。また、復元等の誓約書については提出済みとなっております。</p> <p>以上です。</p>
高 木 委 員	<p>22番高木ですが、一度どこかに表土が置いてあるのかどうか知りませんが、転用してしまったところを5年後に農地に戻すというのは、多分不可能だと思います。お金をかければできると思いますが、どうしてもやる気があるというふうには思いません。少年野球ということで必要性は認めますが、であれば一時転用ではなくて、きちっとした5条の申請をしてやるべきではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。</p>
小 田 主 査	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>確かにそのとおりではあるのかなと思いますけれども、今回につきましてはちょっとほかに当てがないということで、このたび5年間という許可で申請をされておられます。また、今後についてもまたずっと探し続けるということで話を聞いておりますので、ご理解いただけたらと思っております。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにはないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第65号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 多数挙手 >
議 長	<p>賛成多数ですので、議案第65号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。</p> <p>続いて、日程第4の報告に入ります。</p> <p>報告事項について事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>資料の報告事項をお願いいたします。</p> <p>報告第48号から報告第51号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。</p> <p>1ページをお願いいたします。</p> <p>報告第48号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>3ページをお願いいたします。</p> <p>報告第49号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。</p> <p>4ページをお願いいたします。</p> <p>市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は9件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。</p> <p>7ページをお願いいたします。</p> <p>報告第50号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>8ページをお願いいたします。</p> <p>法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は10件の照会がございました。そ</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>の内容につきましては、ご覧のとおりでございます。  10ページをお願いいたします。  報告第51号「農地転用届出の受理について」でございます。  11ページをお願いいたします。  農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。  以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、日程第5のその他に入ります。  まず、私から会長活動状況について報告をさせていただきます。  資料3をお願いします。  11月27日、28日に東京で開催されました全国農業委員会会長代表者集会に出席いたしましたので、報告をいたします。  次の2ページをご覧ください。  新たな食料・農業・農村基本計画の実現に向けて農業の構造転換を集中的に推進しつつ、農業、農村の持続発展と食料の安定供給を実現するため、来年度の国の予算総額を十分に確保する必要性の観点から要請したところであります。  その内容についてでございますが、一つ目の農業構造転換を集中的に推進するための施策の具体化につきましては、食料自給率目標の達成と食料自給率の増大に向けて、所要の予算について万全の対策を講じること。二つ目の地域計画の実行と農地政策の強化でございますが、地域計画の実現に向け、農地利用の最適化等の期待される役割を果たすよう、各種交付金等の予算の確保についてでございます。  3ページをお願いします。  次に、要請活動でございますが、私は広島県の農業委員会組織の一員として両議院の国會議員へ要望を行ってまいりましたことを報告をさせていただきます。  報告につきましては以上です。</p>
<p>松下局長補佐</p>	<p>続きまして、視察研修の説明をさせていただきます。  別冊の資料をお手元にご準備いただければと思います。資料は6種類ございます。  初めに、資料1をお願いいたします。  令和7年度東広島市農業委員会行政視察研修行程表についてでございます。  目的といたしましては、社会情勢の変化や法改正等により生じている課題について、情報収集及び意見交換を行う。他市の取組などを情報収集し、今後の活動に生かすということでございます。  行程につきましては、資料1のとおりでございます。  また、こちらの視察先につきましては、昨年度大雪警報のため中止となった宇部市に再度視察訪問を確認したところ、受入れ可能ということでございましたので、宇部市とすることにさせていただいております。また、視察先の宇部市につきましては、耕地面積が約2,400ha。ちなみに、東広島市につきましては7,850ha。人口につきましては、宇部市は約15万人、東広島市は約19万人。農業委員の委員数につきましては、宇部市が18名、東広島市が24名。農地利用最適化推進委員につきましては、宇部市が17名、東広島市が59名となっております。  資料1につきましては、1月27日となっております。午前8時55分に東広島市役所の正面玄関前に集合していただき、山陽自動車道を経由して、12時に昼食会場の楠こもれびの郷に到着、昼食の予定となっております。なお、楠こもれびの郷には農産物の直売所もございますので、農産物等の視察も行っていただければと思っております。なお、昼食につきましては、行程表の左下でございますように、料金は2千円となっておりますので、当日ご準備いただければと思います。昼食終了後につきましては、近くの研修会場、万能ふれあいセンターに移動していただき、13時30分から宇部市農業委員会事務局の方からお話を伺う予定となっております。研修終了後につきましては、再び山陽自動車道を経由して17時45分に市役所に戻る予定となっております。  なお、本日お配りした資料につきましては、当日お持ちいただければと思っております。</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>また、帰庁後に行程表の右下にごございます新年会を予定しております。出欠等につきましては、先月お配りいたしました参加確認書等を1月16日金曜日までにご提出いただければと思います。</p> <p>続きまして、資料の2でごございます。</p> <p>資料の2につきましては、先ほどの宇部市で作られている宇部市太陽光発電施設の設置等に関する指導要綱でごございます。周辺関係者への説明と太陽光設置の際に届出するものとなっています。</p> <p>続きまして、資料の3でごございます。</p> <p>こちらは、東広島市の平成29年度から令和6年度までの太陽光発電設備を設置するために農地転用許可をした件数の推移でごございます。毎年、転用面積の3割から4割が太陽光発電設備の設置に係る転用となっておりますが、令和6年度につきましては減少しております。要因といたしましては、パネルの高騰等と伺っております。</p> <p>続きまして、資料の4をお願いいたします。</p> <p>こちらは、本市で定めております東広島市農地転用に伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドラインでごございます。農業委員会で作っているものでございます。令和6年6月より施行しております。</p> <p>続きまして、資料の5でごございます。</p> <p>こちらは、令和8年1月より施行予定の東広島市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例でごございます。</p> <p>こちらにつきましては、まず目的や適応範囲でごございますが、目的といたしましては、本市の良好な景観の形成、環境の保全及び災害防止を図り、市民の安全・安心、地域社会の発展に寄与することを目的としているということでごございます。適応範囲につきましては、発電設備の出力の合計が10kW以上の発電設備を設置する太陽光発電事業について適応するというごございます。</p> <p>続きまして、関係住民等への説明についてでごございます。</p> <p>一番上からになります。届出事業者は、関係住民等に対して説明しなければならない。</p> <p>続きまして、2つ目、届出事業者は、関係住民等から要望があったときは説明会を開催しなければならない。</p> <p>3つ目につきましては、届出事業者は、あらかじめその内容について市長と協議を行うということが義務づけられております。</p> <p>4つ目といたしまして、届出事業者は、関係住民等の理解を得るように努めなければならない。</p> <p>最後、5つ目、届出事業者は、説明等の結果について市長に報告しなければならないとなっております。</p> <p>詳細につきましては、市の環境先進都市推進課にご確認いただければと思います。</p> <p>最後、資料の6でごございます。</p> <p>こちらにつきましては、他市の太陽光発電設備の設置に関する条例の制定状況でごございます。</p> <p>以上が、視察の研修の説明となります。視察の参考にしていただければと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、何かありますか。</p>
<p>木村局長</p>	<p>それでは、私から。</p> <p>12月5日付の中国新聞に福富町内にある農地改良による一時転用の許可の取消しなどを市に求める要望書が住民団体から市長に提出されたとの記事が掲載されました。内容といたしましては、農地改良について最初の許可申請時より面積等超過しているが、安全性が確認されていない。また、令和5年6月総会に提出された議案において、農地面積が4haを超えており、その権限は市ではなく県になるため、本件許可は無効である等の要求に対し、市の回答を求められているものでございます。この回答につきましては、現在、内容について精査しておりまして、またこの回答について整い次第、回答する予定としております。</p> <p>私からは以上でごございます。</p>

議 長	ありがとうございました。
高 木 委 員	今の発言に関連して質問ですが、よろしいですか。局長に対して質疑がありますが、質問してもいいですか。許可いただけますでしょうか。 22番高木です。 今、局長から残土処分場の許可取消しをということで、これ私の管轄区域にあるものですから、市長室にも同席をさせていただきましたが、この新聞を見ると、許可申請は複数の地権者ごとに分けて出されており、面積要件など手続上の問題はないというスタンスというふうに新聞に書いてありますが、このコメントはどなたがされたのでしょうか。
木 村 局 長	こちらにつきましては、私が記者の質問に対して回答いたしました。
高 木 委 員	22番高木です。 これがスタンスというふうに書いてあって、どう理解したらいいか分かりません。面積要件など手続上の問題はないと言い切られたのか、かもしれない、何か疑問点があったのか。このスタンスという意味が、新聞社が書いたので局長さんに聞くのもおかしいのですが、局長としてはどういう気持ちでこの回答をされたのかをお聞きします。
木 村 局 長	この時点では、それぞれ申請者から出された申請につきましては、要件といたしますか、条件を満たしていることから無効とまでは言えないというスタンス。スタンスということではないですが、という考えで回答させていただいております。 すみません。先ほど「精査」と申し上げましたが、精査中ということで訂正をします。精査しておりますので、このスタンスというのは先ほどおっしゃいましたように、私もどうということこの内容を書かれたというのが理解できないところもあるのですが。
高 木 委 員	22番高木です。 スタンスという言葉はさておきまして、局長とすれば地権者ごとに分けて出されており、面積要件などの手続上の問題はないと、それぞれの方について違法ではないと認識して答弁されたと理解してもよろしいですか。
木 村 局 長	そのように私は認識しております。
高 木 委 員	分かりました。 以上です。
議 長	ほかには。
小 倉 委 員	21番小倉です。 先ほどご説明いただいた資料で資料3のところに太陽光発電設備を設置するための農地転用許可件数の推移というグラフがありましたが、それについて少し教えていただきたいと思って質問をしまして、このグラフを拝見しますと令和3年度まで毎年転用件数がどんどん増えて、転用面積も増えていっていましたが、令和3年以降、少し減っていたりする傾向が読み取れますが、市として把握できているかどうかは分かりませんが、それは何か規制があっただけで、何か申請しにくいような事情が発生して減っていると考えられるのか。それとも、転用しやすいところがおおよそ転用し終わっているために減っていると見たらいいのか。ちょっと正確なことは分からないかもしれませんが、もし何か把握していたら教えていただけないかなと思います。
松下局長補佐	こちらにつきましては、業者から伺ったところによりますと、部品の関係で設置が難しかったということで、農地転用の手続の関係で何かあったということではございません。
小 倉 委 員	ありがとうございました。 部品がなかったから設置されてないということですね。分かりました。ありがとうございました。
議 長	ほかにはないので、次回総会について木原会長職務代理から報告をお願いします。
木原職務代理者	次回の1月総会は、来年の1月30日金曜日午前10時から市役所本館3階303会議室で予定しておりますので、ご出席いただきますようお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 委員の皆様には、長時間にわたり審議、誠にご苦労さまでした。 以上で12月総会を閉会いたします。

議	長	委員の皆様におかれましては、年の瀬を迎え、ご多用とは思いますが、くれぐれもご自愛いただき、幸多き新年をお迎えいただきますよう祈念申し上げます。誠にありがとうございました。来年もよろしく申し上げます。
---	---	---

議事録署名者 議長 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議事録署名者 委員 \_\_\_\_\_

議長(会長) 2番 久保 伸 司 委員 3番 岡土居 正弘 委員